

法務省人定第 17 号  
平成 30 年 4 月 1 日

法 務 省 民 事 局 長 殿  
法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省大臣官房人事課長  
( 公 印 省 略 )

法務局及び地方法務局の職員の配置定員について (依命通達)  
標記については、下記のとおりとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成 29 年 4 月 1 日付け法務省人定第 21 号当職依命通達「法務局及び地方法務局の職員の配置定員について」は、廃止します。

記

- 1 各法務局及び各地方方法務局別の職員の配置定員は、別表のとおりとする。
- 2 法務局又は地方法務局の各支局別及び法務局若しくは地方法務局又はその支局の各出張所別の職員の配置定員は、別表に定める当該法務局又は地方法務局の職員の配置定員の範囲内において、当該法務局長又は地方法務局長が別に定める。

別表 各法務局及び各地方方法務局別の職員の配置定員

管轄法務局名	法務局又は 地方方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
札幌法務局	札幌法務局	1	221	1	223
	函館地方法務局		53	1	54
	旭川地方法務局		69		69
	釧路地方法務局		77		77
	小 計	1	420	2	423
仙台北法務局	仙台北法務局	1	211	2	214
	青森地方法務局		101		101
	盛岡地方法務局		128	1	129
	秋田地方法務局		88		88
	山形地方法務局		94	1	95
	福島地方法務局		165		165
	小 計	1	787	4	792
東京法務局	東京法務局	1	1,119	4	1,124
	水戸地方法務局		177		177
	宇都宮地方法務局		129		129
	前橋地方法務局		141	1	142
	さいたま地方法務局		342		342
	千葉地方法務局		306	1	307
	横浜地方法務局		423		423
	新潟地方法務局		171	1	172
	甲府地方法務局		78		78
	長野地方法務局		167		167
	静岡地方法務局		209	1	210
	小 計	1	3,262	8	3,271
名古屋法務局	名古屋法務局	1	414	1	416
	富山地方法務局		85		85
	金沢地方法務局		90		90
	福井地方法務局		72		72
	岐阜地方法務局		141	1	142
	津地方法務局		142	1	143
	小 計	1	944	3	948
大阪法務局	大阪法務局	1	528	1	530
	大津地方法務局		96	1	97
	京都地方法務局		167	1	168
	神戸地方法務局		321	1	322
	奈良地方法務局		94	1	95
	和歌山地方法務局		94	1	95
	小 計	1	1,300	6	1,307

管轄法務局名	法務局又は 地方法務局の名称	配 置 定 員 (人)			
		指 定 職	行政職(一)	行政職(二)	合 計
広島法務局	広島法務局	1	221	2	224
	鳥取地方法務局		66	1	67
	松江地方法務局		85	1	86
	岡山地方法務局		133	1	134
	山口地方法務局		112	1	113
	小 計	1	617	6	624
高松法務局	高松法務局		105	2	107
	徳島地方法務局		67	1	68
	松山地方法務局		104	2	106
	高知地方法務局		83	1	84
	小 計		359	6	365
福岡法務局	福岡法務局	1	335	1	337
	佐賀地方法務局		78	1	79
	長崎地方法務局		104		104
	熊本地方法務局		148		148
	大分地方法務局		97		97
	宮崎地方法務局		94	2	96
	鹿児島地方法務局		134		134
	那覇地方法務局		109		109
	小 計	1	1,099	4	1,104
合 計		7	8,788	39	8,834